

台風等の自然災害に係る事業所休業時の日割り算定について

標記取り扱いは、厚労省通知が発出された場合に限るとし、今後発出される厚労省通知に基づき見直す場合があります。

【介護予防通所リハビリテーション及び

総合事業（予防型訪問介護、生活支援型訪問介護、予防型通所介護、ミニデイ型通所介護）】

1. 算定対象となる日数は、月の総日数から、災害の影響により休業した期間(定期休業日を含む)を差し引いた日数とする。

参照：①厚労省事務連絡R6年8月28日通知 令和6年台風第10号による災害に係る介護報酬等の柔軟な取扱い

(基準緩和等)について P5 (10) 月額包括報酬サービスの日割り計算について

8月

1	2	～	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
													休業	休業	

※月跨ぎ再開、同月再開であっても日割りの取り扱いは同様

2. 休業の影響を受けず計画通りの利用が出来た方は月額包括報酬とする（日割り算定は行わない）。

また、同月内での振替で計画通りの回数を利用出来た場合も含む。

(前述の同月内の理由は月毎に給付管理する為翌月の振替は行わない。)

前提	台風等の自然災害の影響により、介護予防通所リハビリテーションまたは総合事業を提供している事業所が休業し、利用者に対して、計画に基づく適切な利用回数等のサービスが提供できなかった場合には、当該利用者については、休業日を差し引いた日割り計算を行うこととする。 (利用者個人の取り扱い)
利用者都合の休み	台風等の自然災害の影響により、事業所が休業したが、休業が決定する前から、その休業期間のサービスは利用者都合で休む予定だった場合は月額包括報酬とする。 (休業の影響を受けなかったものとする)
振替	台風等の自然災害の影響で事業所が休業し、再開後、当月内の振替ができれば、その利用者は月額包括報酬とする。
振替不可時	台風等の自然災害の影響による事業所休業に対する振替提案について、利用者の都合により拒否があった場合は日割り算定する。 (休業の影響を受けたものとする)
定期休業日の取り扱い	台風等の自然災害の影響による休業期間中の定期休業日は日割り算定の休業期間に含む。

令和6年9月5日作成

介護保険課・長寿あんしん課